

教 健 体 第 9 6 2 号
令和 2 年 (2020 年) 2 月 25 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

新型コロナウイルス感染症の対策に係る学校の対応について (通知)

このことについて、令和 2 年 (2020 年) 2 月 19 日付け教健体第 947 号「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」、同日付け教健体第 948 号「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」及び 2 月 21 日付け教職第 2426 号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱い等について」に基づき対応していただいているところですが、これに加え、当分の間、次のとおり取り扱いますので、所管する学校に周知するなど、適切に対応してください。

また、毎日朝晩の検温を行うことについては、2 月 24 日付けで知事とメッセージを发出したところですが、この実効性を確保するための健康観察チェックシートの導入について検討しており、その取扱いについては別途通知します。

なお、臨時休業の実施については、2 月 25 日施行予定の国の基本方針や文部科学省通知を踏まえ、別途通知します。

記

1 児童生徒等の取扱い

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者は、治癒するまでの間、学校保健安全法第 19 条に規定する出席停止の措置をとる。

(2) 次の(ア)又は(イ)までに掲げる者は、「学校保健安全法第 19 条に規定する出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

(ア) 保健所から濃厚接触者として特定された者 (濃厚接触者の可能性がある者を含む。) 及びその家族は、指定された健康状態の観察が終了するまでの間あるいはそれに相当する期間

(イ) 発熱等の風邪の症状が見られる者は症状が見られなくなるまでの間 (症状が 4 日 (基礎疾患等がある者は 2 日) 以上続く場合は、別添資料の「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。)

(3) (1) 及び(2) に基づき出席停止の措置をとった場合などは、補充のための授業や家庭学習を課すなど、学習面で配慮すること。

2 教職員の取扱い

1 の(1) 及び(2) に該当する場合は勤務させないこととし、サービスの取扱いについては、別途通知する。

3 その他外部からの来校者の取扱い

保護者や委託事業者の従業員等で、学校に出入りする者のうち、1 の(1) 及び(2) に該当する場合は、校内への立入りを自粛するよう要請すること。

学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ
教職員局教職員課サービス制度グループ
教職員局福利課健康管理グループ

教 高 第 2 3 3 8 号

令和 2 年 (2020 年) 2 月 25 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く市町村教育委員会教育長

北海道教育庁教育部長 平 野 正 明

新型コロナウイルス感染症の対策に係る卒業式の対応について (通知)

このことについて、令和 2 年 2 月 19 日付け教健体第 947 号「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」及び同 948 号「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」に基づき対応していただいているところですが、令和 2 年 2 月 20 日付け厚生労働省「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において「屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染のリスクを高めるとされている」ことから、参考例を次のとおり示しますので、適切に対応するようお願いします。

また、各校の対応については、PTA 役員や学校評議員等との話し合いを踏まえ、実施するようお願いします。市町村教育委員会においては、所管する学校に周知してください。

なお、今後の感染の状況によって、この対応が変更される場合があることを申し添えます。

記

- 1 卒業式に係る予行練習を取りやめ、卒業式当日のみ実施する。
- 2 卒業式当日の在校生による式典への参加を取りやめる。
- 3 卒業生の保護者に対しては、参加人数を極力抑えていただくことや、風邪等の症状がある方については参加を遠慮いただくよう要請する。
- 4 会場については、椅子の間隔を空けスペースを確保すること、場合によっては、保護者を別会場にすることなどの対応を検討する。
- 5 祝辞の割愛など式次第の内容を精選するとともに、式辞や送辞等を文書で配付するほか、卒業証書授与の方法を個別から代表児童生徒に授与するなど、卒業式全体の時間短縮に努める。

(学校教育局 高校教育課)

(学校教育局 義務教育課)

(学校教育局 特別支援教育課)